

滋賀県障害者プラン2021改定版の概要

I 基本的な考え方

【位置付け】
 ■ 障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画
 ■ 児童福祉法に基づく障害児福祉計画

【計画期間】
 令和3年度（2021年度）～令和8年度（2026年度）（6年間）
 ※重点的取組および障害福祉計画・障害児福祉計画に関わるものは、令和6年度～令和8年度（3年間）

II 滋賀県が目指す共生社会

【基本理念と2つの視点】
 「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」
 ～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～ 「人」と「まち」を起点に考える

【基本目標と5つの視点】
 「すべての人が基本的な権利を尊重され、地域でともに暮らし、ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する」「その人らしく」「いつでも」「だれでも」「どこでも」「みんなできり組む」の5つの視点から施策を進める
 ※「いつでも」には災害時や新型コロナウイルス等の感染症流行時を含む

計画の構成

I 障害者プラン2021策定の基本的な考え方

1. プラン策定の背景
2. プラン策定の趣旨
3. プランの位置付け
4. プランの実施期間
5. SDGsとの関係性

6年計画部分のため、
改定の対象外

II. 滋賀県が目指す共生社会

III. 具体的な施策

1. 共生社会づくり
2. 共に暮らす
3. とともに育ち・学ぶ
4. とともに働く
5. とともに活動する
6. 重点的取組および活動目標等一覧
 - (1) 重点的取組一覧
 - (2) 第4次障害者計画に係る目標一覧
 - (3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る目標一覧
 - (4) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る活動指標一覧
 - (5) 障害福祉サービス等の見込量
 - (6) 県が実施する地域生活支援事業の見込量

III 具体的な施策（重点的取組）

1. 共生社会づくり

■ 障害者差別の解消と障害者理解の促進
 <目標> (ア) 障害者差別解消法の周知、「障害の社会モデル」の啓発
 (イ) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の浸透と条例に基づく取組の実施
 (ア) (イ)：差別解消に関する講座の実施回数 50回/年
 (ウ) 差別解消のためのネットワーク構築：相談体制の充実

■ 権利擁護の推進
 <目標> (工) 成年後見制度の適切な利用促進
 : 市町からの専門相談への対応や研修会の実施等による市町の取組支援

■ 意思決定支援の推進
 <目標> (イ) 障害福祉サービスの利用にあたっての意思決定支援の実施者の育成
 : 意思決定支援に関する研修終了者数 150人(3年間累積)

■ 交通におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化
 <目標>
 (イ) 交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進：駅のバリアフリー化率（乗客1日3千人以上）100%

2. とともに暮らす

■ 地域における住まいの場の確保
 <目標>
 (ア) グループホームの整備促進：利用見込数：2,173人
 ■ 障害者支援施設や精神科病院からの地域移行を促進し地域で暮らし続けるための支援の充実
 (ア) 地域生活への移行の促進：60人
 (カ) 地域生活支援拠点等の整備：拠点に求められる5つの機能の確保・充実
 ■ 地域生活を支える相談支援体制の充実

<目標>
 (工) 総合的・専門的な相談支援体制の強化
 : 各市町または各圏域において基幹相談支援センターの設置
 (カ) 相談支援専門員の養成および育成
 : 計画相談支援等に主に従事する相談支援専門員数：339人

■ 重症心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実
 <目標>
 (ウ) 障害特性に応じた相談支援体制の充実、強化
 : 医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の総合調整するコーディネーターを配置

■ 行動障害のある人への支援の充実
 <目標>
 (ア) 地域支援基盤の充実：強度行動障害のある人が地域生活を継続できる基盤を充実させる
 (イ) 支援人材の養成および育成：強度行動障害支援者養成研修
 基礎研修修了者数：180人/年
 実践研修修了者数：120人/年

■ 発達障害のある人への支援の充実
 <目標>
 (ウ) 支援にかかわる人材の育成：発達障害者支援センターによるコンサルテーション：900件、
 認証発達障害者ケアマネジャーによるコンサルテーション：2,000件

(エ) 家族への支援の充実：ペアレントメンターの人数：45名

2. とともに暮らす（続き）

■ 高次脳機能障害のある人への支援の充実
 <目標>
 (ア) 圏域における支援体制の充実
 : 圏域の連絡調整会議の構成所属のうち高次脳機能障害専門相談支援員研修を受講した所属：20%
 ■ 高齢障害者への支援の充実

<目標>
 (イ) 共生型サービスの普及：制度の普及と必要に応じた整備を進める
 ■ ひきこもり状態にある人への支援の充実

<目標>
 (イ) ひきこもり支援センターの強化：専門的助言等を行う機能の強化
 (エ) 教育との連携強化：県と市町、福祉と教育の間の情報共有等の仕組みの活用を促進する
 ■ 障害の状況に応じた専門的な医療の提供と障害の特性に配慮された診療体制の充実

<目標>
 (オ) 精神障害のある人に関する保健・医療サービスの充実
依存症（アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症）
 : 専門医療機関、依存症治療拠点機関、相談拠点が機能強化される

■ 防災体制の充実
 <目標>
 (イ) 災害時要配慮者の避難支援：県内19市町において個別避難計画を作成

■ サービスの提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成
 <目標>
 (ア) 相談支援専門員の養成および育成
 : 計画相談支援等に主に従事する相談支援専門員数：339人
 (ウ) 行動障害のある人への支援人材の養成および育成（再掲）：強度行動障害支援者養成研修
 基礎研修修了者数：180人/年
 実践研修修了者数：120人/年

■ 滋賀県介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進
 <目標>

(ア) 多様な人材層の参入促進：支援人材の確保
 (ウ) 職場定着支援および人材育成：職場定着の促進

3. とともに育ち・学ぶ

■ 重症心身障害児や医療的ケア児、難聴児に対する支援体制の強化
 <目標>
 (ア) サービス提供体制の整備促進：重心・医療的ケア児を支援する児童発達支援および放課後等デイサービス事業所について、各市町または各福祉圏域において1カ所以上確保

(イ) 市町等における関係機関の協議の場の設置およびコーディネート機能の確保
 : 医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の総合調整するコーディネーターを配置（再掲）
 ■ ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化

<目標>
 (イ) 福祉等関係機関と教育機関との連携
 : 個別の指導計画・個別の教育支援計画を活用した支援の充実と各段階における教育の支援体制の整備

■ 切れ目のない指導・支援
 <目標>
 (ア) 個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用：個別の指導計画、個別の教育支援計画に係る活用率の上昇

■ 教育と福祉の連携推進
 <目標>
 (ア) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所事業所等との関係構築の「場」の設置：教育と福祉の連携の推進を図る

III 具体的な施策（重点的取組）

III 具体的な施策（障害福祉計画および障害児福祉計画）

4. とともに働く

■ 雇用の場の確保および拡大
 <目標> (ア) 雇用の場の確保：職場開拓による雇用の場の充実
 ■ 就労移行支援と職場定着支援の充実

<目標>
 (ア) 就労支援を行う職員の意識および支援技術の向上：就労支援人材の専門性向上
 (エ) 就労が定着するための支援
 : 福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合：70%

■ 就労収入の向上
 <目標> (ア) 就労支援技術向上および事業経営ノウハウ獲得の支援
 (イ) 障害福祉就労施設等への発注促進
 (ア) (イ)：平均工賃月額30,000円以上の就労継続支援B型事業所の全体に占める割合：30%

■ 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実
 <目標> (ア) 地域における就労支援システムの充実：地域における支援体制の充実

5. とともに活動する

■ 障害のある人のスポーツの推進
 <目標> (ア) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催へ向けた環境整備等
 : 県障害者スポーツ大会等の参加者数：1,600人以上/年

■ 障害のある人の文化芸術活動の推進
 <目標> (イ) 創造活動への参加促進と発表機会の充実：障害者アート公募展の応募者数：300人/年
 ■ 障害のある人の読書活動の推進

<目標> (ア) 読書におけるバリアフリーの推進：「滋賀県読書バリアフリー計画」に基づく周知・啓発事業の展開

■ 障害のある人の本人活動や交流への支援
 <目標> (ア) 本人活動の支援：ピアサポート活動の充実

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行
 <目標>
 ① 福祉施設入所者のうち地域生活へ移行する者の人数：60人
 ② 県内障害者支援施設における入所定員数（県立施設を除く）：999人
 ③ 県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数【県独自項目】：20人

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 <目標>
 ① 精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数：増加 (R1: 333.5日)
 ② 精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数：619人
 ③ 精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数：273人
 ④ 精神科入院後3か月時点の退院率：増加 (R1: 70.8%)
 ⑤ 精神科入院後6か月時点の退院率：増加 (R1: 85.4%)
 ⑥ 精神科入院後1年時点の退院率：増加 (R1: 91.1%)

3. 地域生活支援の充実（改正前：地域生活支援拠点等が有する機能の充実）
 <目標>
 ① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
 : 拠点に求められる5つの機能の確保・充実
 ② 強度行動障害を有する者に関する各市町または圏域における支援体制の整備（新規）：各市町または各圏域において、支援体制を整備

4. 福祉施設から一般就労への移行等
 <目標>
 ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者：206人
 ② 就労定着支援事業の利用者数（改正前：福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合）：160人
 ③ 就労定着支援事業所ごとの就労定着率：就労定着支援事業所ごとの就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上
 ④ 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合（新規）
 : 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上
 ⑤ 地域の就労支援ネットワークの強化、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築推進のための協議会の活用（新規）
 : 障害者就労ネットワーク事業における協議の場および自立支援協議会（相談支援事業ネットワーク部会 就労分野）を2回開催

5. 障害児支援の提供体制の整備
 <目標>
 ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置
 : 児童発達支援センターもしくは児童発達支援を中心とした各事業所の連携による同等の機能について各市町または各福祉圏域に1カ所以上整備する

② 障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築（改正前：保育所等訪問支援を利用できる体制の構築）
：全市町で障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築
 ③ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
 : 児童発達支援センター等と県立聾話学校や小児保健を担当する医療機関等との連携を促進し、難聴児支援のための体制の確保に向けた取組を進める
 ④ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保：各市町または各圏域に少なくとも1カ所以上確保
 ⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置：各市町または各福祉圏域に少なくとも1カ所以上確保、各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を配置
 ⑥ 医療的ケア児支援センターの設置（新規）：医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の総合調整するコーディネーターを配置
 ⑦ 障害児入所施設の入所児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行するための移行調整に係る協議の場の設置（新規）
 : 協議の場の設置についての検討を進める
 ⑧ 医療的ケア児等のレスパイトサービスの充実（新規）：医療型短期入所事業所を各二次保健医療圏域に1カ所以上整備

6. 相談支援体制の充実・強化
 <目標>
 ① 総合的・専門的な相談支援体制の強化および基幹相談支援センターの設置（新規）：各市町または各圏域において基幹相談支援センターの設置
 ② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等（新規）：各市町または各圏域において自立支援協議会における専門部会の設置

7. 障害福祉サービス等の質を向上させる取組
 <目標>
 ① 障害福祉サービス等の質を向上させる取組を実施する体制を構築：サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を各市町において構築

障害福祉サービス等の見込量
 県全体および福祉圏域別の必要なサービス等の見込量

県が実施する地域生活支援事業の見込量
 県が実施する地域生活支援事業の見込量